### 健康ポイント事業

#### 参加登録会を開催



未登録の人が

市は、10月から来年9月末まで実施する健康ポイント事業の参加登録会 を開催します。登録会では、参加申込書の書き方やアプリコースの登録方法 などをサポートするほか、事業の内容が分かる動画を見ることができます。

**日時** 8月31日(火)午前9時~午後3時

※実施日が緊急事態宣言措置期間となった場合は中止

会場 市役所第二庁舎6階

対象 70歳以上の人 (昭和26年(1951年)4月2日以前に出生の人)

※すでに事業に参加登録している人は、9月実施予定の事業説明会へ ご参加ください

■ アプリコースで参加予定の人はスマートフォンの持参を

#### 健康ポイント事業って?

健康増進を目的とした事業です。活動量計やスマートフォン専用アプリ を使用して、ウオーキングや健康づくりに関するイベントなどに参加す ることでポイントを貯め、貯めたポイントを商品券などに交換できます

高齢福祉課 (0798・35・3077)

# 保育所など

●申込書の配布 → 8/20〜 ●申込受付 → 9/1〜

# 来春入所の申込

(HP) 51878666

市は、来年4月1日に市内の認可保育所、認定こども園(保育所として 利用)、地域型保育事業所への入所を希望する乳幼児の申込を9月1日か ら受け付けます。詳しくは市のホームページや申込書に添付の資料等で ご確認ください。

対象	保護者が「保育の必要性の事由(就労、就学、妊娠・出産、疾病・障害、 介護・看護、求職活動など)」に該当する世帯の乳幼児				
申込書の配布	8月20日~	保育入所課、各支所・市民サービスセンター、アクタ 西宮ステーションで。8月20日から市のホームページ (ページ番号:22810456) からもダウンロード可			
受付期間	9月1日~ 10月29日	<ul> <li>※LINEを活用した事前予約制(8月25日午前9時から 受付開始)。詳しくは8月20日から市のホームページ(ページ番号:16841757)で確認を</li> <li>※例年窓口が大変混み合います。事前予約の上来庁を</li> <li>※12月~来年3月の入所希望についても10月29日までに乳幼児同伴で申込を</li> </ul>			
申込方法	申込に必要な書類、母子健康手帳を受付期間に保育入所課(市役所本 庁舎7階)へ <u>乳幼児同伴で持参を(郵送申込は不可)</u> ◆北部地域は10月5日(火)に山□センター、14日(木)に塩瀬センター でも受付。北部地域の受付時間は午前9時半~午後5時。予約不要				

|問| 保育入所課 (0798・35・3160)

### 近隣と同じ住居番号 困っていませんか

住居番号に枝番号をつけることができます (HP) 94147658

近隣と同じ住居番号により、郵便物や宅配便等が誤配達されてしまう など、日常生活で不便が生じる場合があります。市では、住居番号に枝 番号をつけることができる「住居表示における枝番号制度」を設けてい ます。枝番号を希望する人は、お問い合わせください。

#### 【枝番号の対象となる建物】

住居表示実施地域の一戸建てで、同一番号が複数ある建物 ※共同住宅(アパート・マンション等)は対象外

- ▷枝番号の申請後は住民票の住所変更届が必要です
  - ▷住民票をはじめ、運転免許証や電気・ガス等の住所変更手続きは、 自己負担で行う必要があります
  - ▷枝番号の付番には規則があるため、希望の番号にはできません
  - ▷枝番号の申請は、建物所有者からの申請となります。申請には、 建物所有者であることを証明する書類が必要です

|問| 土木調査課 (0798・35・3686)

#### ご利用ください

# 市民生活相談

専門家が応対 相談無料

(HP) 13867746

市は、日常生活上のさまざまな問題や悩みについて、市民相談課(市 役所本庁舎1階)で各種相談を行っています。

相談できるのは市民、在勤・在学者です(公正証書相談・人権困りご と相談はどなたでも可)。相談時間は30分程度(法律相談は25分、家 事相談は30分以内)。相談無料。予約不要(一部を除く)。先着順。

▶市民生活相談の曜日・時間など

※市外局番は≪0798≫

	⊞ 13 <b>~07 30</b> <i>″</i>				
種別		曜日・時	間	担当課	
法律相談 (予約制)		月・水・金曜の午後	61時~4時		
家事相談 (予約優先、当日は先着順)	電話相	月・水曜の午前9時 ※4月から実施日を変			
交通事故相談	談可	月曜~金曜の午前9	色していない日	市民相談課 (35・3100)	
公正証書相談		第1・3水曜の午後1 (受付は3時半まで			
国・県の行政相談		第2・4水曜の午後1	時~4時		
登記・境界相談		第1・3木曜の午後1	時~4時		
建築・リフォーム相談		水曜の午前10時~1	E午	++1.~~	
不動産相談		木曜の午前9時半~	正午		
すみかえサポート相談 (予約制)		第1・3・5木曜の午前	59時半~正午	ー すまいづくり 推進課 - (35・3778)	
空き家相談		第3金曜の午前9時	#~正午		
マンション管理相談		金曜の午前9時半~	正午		
人権困りごと相談		第1・3木曜の午後1 (受付は3時半まで		人権平和推進課 (35・3320)	

※同一内容の継続相談や複数回の相談利用はご遠慮いただく場合があります

#### 予約制の相談

【法律相談】当日午前9時から電話で受付。定員は月・金曜は各12 人(うち各4人分の枠は1週間前、ただし、1週間前が閉庁日の場合 は、直前の開庁日午前9時から予約可)、水曜は6人

【家事相談】毎週火曜 (閉庁日の場合はその直前の開庁日)の午前 9時から電話で翌週分の予約受付が可能。前日午後5時締切

**【すみかえサポート相談**】すまいづくり推進課へ問合せを

#### 8月31日 まで

### 外国籍幼児の 市立小学校入学手続き

教育委員会は、市立小学校に入学を希望する外国籍幼児の入学手続きを 受け付けています。

令和3年(2021年)8月5日時点で市内に住民登録をしていて、平成27年 (2015年)4月2日~28年(2016年)4月1日に出生した子がいる家庭に、案 内書を送付します。案内書が届かない場合は、学事課へ連絡してください。

案内書に添付している申請書を8月31日(消印有効)までに学事課へ郵送

学事課(0798・35・3850)

げ

ゎ





トラブルにあったら 消費生活センターに相談を。 0798.64.0999

齢制限や、国民年金の加入義務

来年4月に、成年年齢が20歳 成 から18歳に引き下げられます。 民法が定める「成年」の年齢に 年 達している人が、いわゆる「オ トナ」です。成年年齢に達した 人は法律上、父母の親権に従わ なくてもよいので、親の同意を 得ずに自分の意思で契約するこ とができるようになり、10年 何 間有効なパスポートや国家資格 の取得も可能になります。

一方で、飲酒や喫煙、競馬な どの公営ギャンブルに関する年 ? どに相談しましょう。

は20歳のまま変わりません。

また、未成年者の消費者被害 を抑止する役割を持つ未成年者 取消権は、成年に達すると同時 に行使できなくなります。その ため、法律による保護が無く なったばかりの18歳が悪質商 法のターゲットになるのではと 懸念されています。

困ったときは、一人で悩まず るに、家族や消費生活センターな